

# 建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて

令和5年4月

京都府建設交通部指導検査課

## 1 システム概要

### (1) 名称・ログイン画面

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

J C I P : Japan Construction Industry electronic application Portal

→ログイン画面：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>

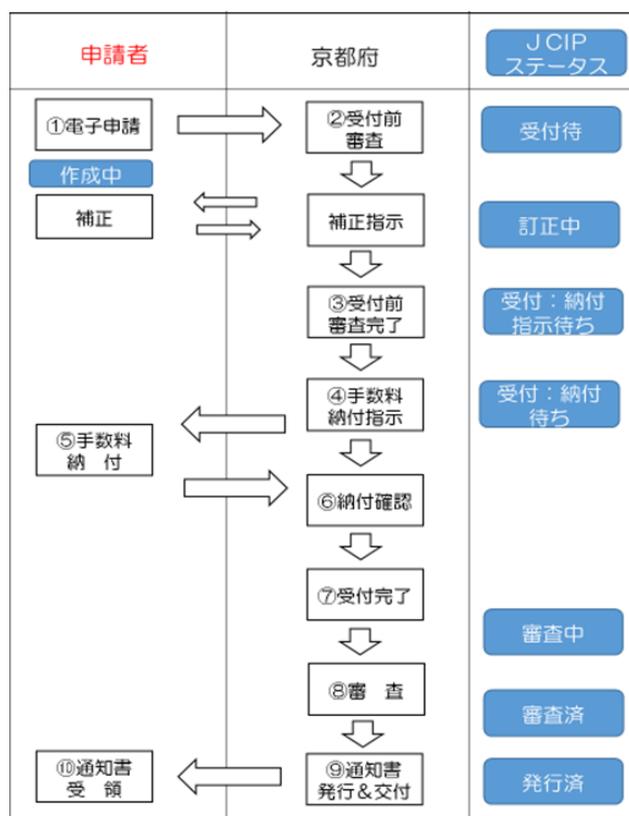
### (2) 電子申請(J C I P)の対象手続き

- ・建設業許可申請関係（新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新）
- ・建設業許可届出関係（変更届、決算報告、廃業届）
- ・経営事項審査関係（経営事項審査申請(経営状況分析は対象外)、再審査申請）

※建設業許可の認可申請や許可証明書の交付申請等は対象外です。

従来どおり、書面にて申請してください。

## 2 電子申請(J C I P)による申請の流れ(建設業許可・経営事項審査共通)



○ J C I P にログインするためには、G ビズ I D の取得が必要です。  
 なお、代理人が申請を行う場合は、申請者及び代理人双方で G ビズ I D の取得が必要となります。

○ G ビズ I D の取得方法は、専用 H P を参照してください。

→専用 H P : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

○ 紙申請時に行っている本人確認は、電子申請の場合、G ビズ I D にて確認できるため、省略します。

### 3 電子申請の方法

#### (1) 申請書の作成

- 許可等の有効期限まで30日を満たない場合など至急申請が必要な場合は、電子申請は行わず、管轄の土木事務所に連絡し紙申請にて行ってください。
- 「法定様式」については、操作マニュアルに従い記載してください。
- 「京都府独自様式」については、京都府HPにてダウンロードし、作成後電子化(PDFファイル等)して添付してください。
- 「確認書類」については、各申請書のページにおいて、電子化(PDFファイル等)して添付してください。また、何のファイルか分かるようにファイル名を付けてください。
- 要件や必要書類等は従来の紙申請と同様ですが、紙申請において「提示」となっている書類はシステム上での「提出」が必要です(提示は不要です)。ただし、場合により、原本提示を求める場合があります。
- 電子申請については、バックヤード連携により、以下の確認書類の提出等が不要になります。代わりに操作マニュアルに従い、指定の情報を入力してください。  
**【バックヤード連携により不要となる書類】**  
技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、  
建設業経理士登録証、登録建設業経理士講習修了証
- 申請内容においてエラーが発生すると申請ができませんので、エラーメッセージを確認し、エラーを解消してください。

#### (2) 申請書の補正について

- 電子申請に対しては、J C I P上で補正指示を行います。
- 補正の内容によっては、電話等で連絡する場合があります。
- 補正指示に応じない場合は許可等がなされません。
- 補正指示後、申請者が補正に要した期間は、標準処理期間には含みません。

#### (3) 手数料の納付について

- 必要な書類が整い、要件等を満たすことが確認できれば、J C I P上で手数料の納付の指示を行います。
- 指示内容を確認後、J C I P上で納付方法を選択し速やかに納付してください。
- 基本的には、要件の欠落等による不受理(取下げ)又は不許可等とならないよう受付前審査を経てから納付をお願いしておりますが、受付審査前に納付することは妨げません。ただし、納付後、不受理(取下げ)等となった場合に手数料の還付はできません。
- 納付方法については、別途資料を参照してください。

(4) 審査及び通知書等について

- 審査は紙申請と同様に管轄の土木事務所等にて行います。
- 来庁は基本的には不要ですが、納付指示や補正指示に対応できるように随時、J C I P上で確認をお願いします。
- 電子申請であっても優先して審査を行うわけではありません。  
余裕を持って申請手続きをお願いします。
- 許可通知書や経営事項審査の結果通知書の交付は、従来どおり書面による窓口での手交又は郵送による方法とします。J C I P上での電子交付は行いません。

(5) 操作方法に係る問い合わせ先等

- 基本的な操作方法是、以下の資料等を参照してください。
  - ・操作マニュアル(国土交通省作成)
  - ・システム説明動画(国土交通省作成)  
→国土交通省HP：[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)
  - ・よくある問い合わせ一覧(作成中)
- 操作方法に係る問い合わせについては、下記ヘルプデスクに御連絡ください。  
ヘルプデスク(全国共通窓口)：0570-033-730 (ナビダイヤル・有料)